

令和2年度 桐生市地域防災計画の主な改訂事項について

群馬県地域防災計画の修正（令和2年3月）及び国の防災基本計画の修正（令和2年5月29日）並びに桐生市の最新の防災対策に係る取り組み等の背景を踏まえ、以下の改訂方針に従って「桐生市地域防災計画」を見直すこととする。

1. 改訂の背景

- ・令和元年東日本台風（台風第19号）において、桐生市では避難勧告を発令するなど、まさに「桐生市地域防災計画」に基づく対応が迫られた状況であった。そこでは、庁内における災害対応をはじめ、避難誘導や避難所運営など、住民対応に関する課題も確認されたところである。
- ・近年の大規模災害の傾向や、今後想定される南海トラフ巨大地震や首都直下型地震などをとらえるならば、「頻発化」、「激甚化」、「広域化」、「長期化」といったことがキーワードとして挙げられる。このような状況下、桐生市における災害犠牲者ゼロを実現するためには、令和元年東日本台風（台風第19号）当時の対応に係る課題、及び近年各地で発生した災害での課題や教訓、中央防災会議を始めとする国や県の動向などを踏まえ、より実効性の高い「桐生市地域防災計画」へと改訂することが求められる。

2. 改訂の方針

- ・この度の「桐生市地域防災計画」の改訂は、令和元年東日本台風（台風第19号）における災害対応の課題や教訓、また群馬県や国との連携の必要性にも鑑み、群馬県地域防災計画の内容・構成との整合を図ることを基本とし、これまでの「桐生市地域防災計画」を全面的に見直すこととする。
- ・主な見直しのポイントは下記の3項目であり、改訂内容の概要を以降にまとめる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 上位計画（国の防災基本計画、群馬県地域防災計画）との整合(2) 令和元年東日本台風（台風第19号）の桐生市における課題等をふまえた見直し(3) その他の見直し |
|---|

3. 主な見直しのポイント（改訂内容の概要）

（1）上位計画（国の防災基本計画、群馬県地域防災計画）との整合

①令和元年東日本台風（台風第19号）に係る検証を踏まえた修正

- 【主に、風水害・雪害対策編等 [予 - 44]、震災対策編 [予 - 37] など】
- ・居住地域の災害リスクや早期避難など、台風接近時にとるべき行動等について周知・啓発

②令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた修正

- 【主に、風水害・雪害対策編等 [応 - 89・93 / 予 - 35、応 - 15・75]、震災対策編 [応 - 78・81 / 予 - 28、応 - 63] など】
- ・事業者における停電、通信障害発生時の被害状況把握、被災者への情報提供の体制整備
 - ・物資調達・輸送調整等支援システムを活用した効率的な物資支援の推進

③平成30年及び令和元年に発生した災害への対応の教訓を踏まえた修正

- 【主に、風水害・雪害対策編等 [予 - 5 / 予 - 47]、震災対策編 [予 - 2 / 予 - 39] など】
- ・ため池に係る防災対策の推進
 - ・関係機関の緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理

④平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正

- 【主に、風水害・雪害対策編等 [予 - 44 / 予 - 54 / 応 - 12]、震災対策編 [予 - 37] など】
- ・防災に関する教材（副読本）の充実や避難訓練と合わせた防災教育の実施
 - ・防災と福祉の連携により高齢者の避難行動に対する理解を促進
 - ・5段階の警戒レベルでの防災情報の提供

⑤平成30年1月～2月の大雪対応を踏まえた修正

- 【主に、風水害・雪害対策編等 [予 - 23 / 予 - 6～7]、震災対策編 [予 - 14] など】
- ・地方公共団体等による応援協定等について、実効性確保の重要性を理念として明確化
 - ・大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時においても、道路ネットワーク全体としての機能への影響を最小化するための措置を具体化

⑥関係法令の改正を踏まえた修正

- 【主に、風水害・雪害対策編等 [予 - 47]、震災対策編 [予 - 39] など】
- ・平常時・災害時の体制について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化

⑦最近の施策の進展等を踏まえた修正、その他の修正

- 【主に、風水害・雪害対策編等 [予 - 33 / 応 - 100]、震災対策編 [予 - 25 / 応 - 89] など】
- ・避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施
 - ・災害派遣福祉チーム「ぐんま DWAT」を明記

→ 次ページへ続く

(2) 令和元年東日本台風（台風第19号）の桐生市における課題等を踏まえた見直し

①指定避難所・指定緊急避難場所の運営体制の見直し

【主に、風水害・雪害対策編等 [応 - 66～67/予 - 34・67/予 - 33]、震災対策編 [応 - 54/予 - 26]、資料編 [資 - 83～86] など】

- ・令和元年東日本台風（令和元年台風第19号）対応時の課題を踏まえた、台風接近時に開設する避難所の方針の見直し（「自主避難所」、「一次避難所」、「二次避難所」として段階的に開設）
- ・新型コロナウイルス感染症対策や家庭動物同行避難にも配慮した指定避難所の見直し及び家庭動物同行避難場所（家庭動物同行者が車中泊を行う避難場所（短期））の選定
- ・市、地域住民及び施設管理者が協同で指定避難所の運営管理を行い、そのための地域住民への理解促進や体制整備の推進

②住民の防災活動の推進

【主に、風水害・雪害対策編等 [予 - 1・43、予 - 41～43、大火 - 4、林火 - 4]、震災対策編 [予 - 1、予 - 34～36] など】

- ・「自らの命は自らが守る」意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動についての住民の理解を促進するため、ハザードマップの周知徹底や防災思想の普及等を推進

(3) その他の見直し

①災害対策本部の組織体制、各部・課の所掌事務の見直し

【主に、風水害・雪害対策編 [応 - 25～34/各節見出し部分]、震災対策編 [応 - 13～22/各節見出し部分] など】

- ・令和2年4月1日付け組織機構に基づく所掌事務の見直し
- ・地域防災計画の章節単位での担当部をマトリクス表として整理し、職員の活動体制を明確化（地域防災計画にも担当部を記載）

②水防計画の編入

【主に、水防計画編、資料編 [資 - 89～92、105～108] など】

- ・これまで独立していた「桐生市水防計画（水防法第33条）」について、「桐生市地域防災計画」の目的（風水害・雪害対策編等 [総 - 1]）に鑑み、本改訂に合わせて「水防計画編」として統合

③その他

- ・上位計画（群馬県）の更新時に整合性の確認を容易にすべく、群馬県地域防災計画との目次構成の整合性を確保
- ・桐生市地域防災計画の確認のしやすさを確保するための見出し等の調整